

報告事項ア

令和3年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について

令和3年度鳥取県教育委員会業務適正化報告書について、別紙のとおり報告します。

令和4年7月20日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

1 教育委員会の業務適正化（内部統制）の取組について

- 地方自治法が改正（令和2年4月施行）され、適正な事務処理の確保と組織・運営の合理化の観点から、知事が業務適正化（内部統制）に関する方針を定め、これに基づきチェック等の体制を整備し、毎会計年度ごとに評価報告書を作成の上、監査委員の意見を付して議会に提出・公表することが義務付けられた。
- これを受け、本県知事部局においては、①財務、②個人情報管理、③公文書管理及び④情報管理に関する事務において、令和元年度から前倒して制度を導入し、不適切事務の未然防止、実地点検・自己点検を通じた業務適正化の取組を進めているところである。
- 教育委員会においても、令和2年度から、これまで実施してきた県費外会計の点検に知事部局に準じた項目を加えることとし、さらに、これらの取組を教育行政監察の一環として位置付けることで、教育委員会全体の事務の適正な推進を図ることとしている。

※教育委員会においては、制度上義務付けはされていないが、取組状況等について教育委員会への報告後、ホームページで公表している。また、財務（会計）に係るものについては、監査委員事務局に報告書を提出している。

2 令和3年度の業務適正化（内部統制）の取組状況

(1) 取組の内容

区分	取組の内容				
	実地検査、自己点検の内容	実地検査		自己点検	
		検査対象	検査方法	点検対象	点検方法
財務（会計）	収入、支出、契約、物品管理等の状況	30所属（うち、県立学校は19校） ※ただし、14所属（うち、県立学校は10校）には、会計管理局が検査を実施。	業務適正化の取組に係る各分野の諸規程に即した事務が執行されているか、現地で書類、帳票類等を確認しながら検査を実施。（会計規則、文書管理規程など）	19所属（うち、県立学校は13校）	セルフチェックリストのチェック項目に従い、各所属で事務の執行状況に関する自己点検を実施。
個人情報保護・情報セキュリティ	個人情報流出防止の取組、情報機器類の管理等の状況	26所属（うち、県立学校は18校）		25所属（うち、県立学校は14校）	
公文書管理	公文書、簿冊の作成、管理等の状況	16所属（うち、県立学校は9校）		35所属（うち、県立学校は23校）	
県費外会計	学校預り金会計等の管理状況	県立学校16校		—	

(2) 取組の結果

ア 実地検査で指摘された又は自己点検で判明した主な不適正事務

区分	主な不適正事務	
財務（会計）	事務局等	事後の支出負担行為、返納金の受入れ手続きの遅延、備品シールの未貼付
	県立学校	事後の支出負担行為、備品シールの未貼付
個人情報保護・情報セキュリティ	事務局等	ソフトウェアのアップデート未実施、電子データへのパスワード未設定
	県立学校	情報セキュリティに関する通知の校内周知の不徹底、電子データへのパスワード未設定
公文書管理	事務局等	簿冊の完結処理の未実施、起案文書を施行中のまま長期間電子決裁システムに放置
	県立学校	簿冊ラベルの未貼付、簿冊の完結処理の未実施
県費外会計	県立学校	立替払いの不適切な利用、収支状況の校長への未報告

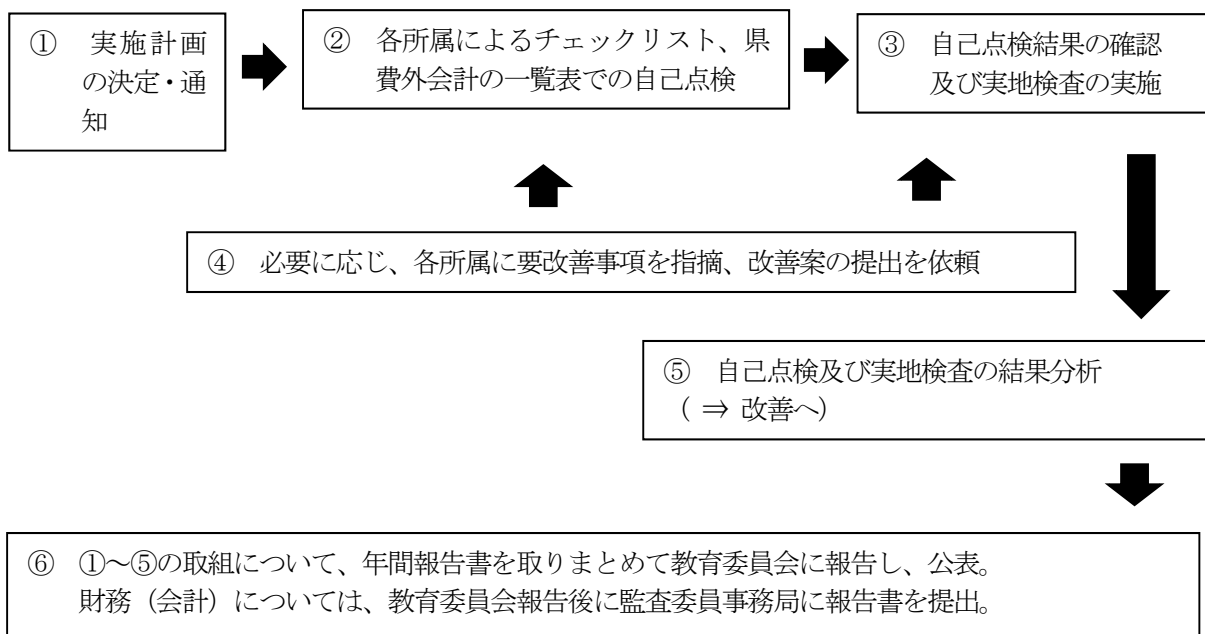
イ 不適正事務への対処

- 実地検査で指摘した不適正事務については、直接、現場で改善を要請、指導。
- 自己点検で判明した不適正事務については、それぞれの所属・学校で改善策を検討し、実施済。

ウ 令和3年度の取組の総括

令和3年度の取組で新たに指摘され、又は判明した不適正事務の中には、第三者に著しい損害を与えたり、懲戒処分等の指針に触れるような重大な不備は認められなかった。
不適正事務の発生リスクをゼロにすることは非常に困難ではあるものの、業務適正化（内部統制）に取り組む意義は、組織としてのチェック体制を確保して、不適正事務が発生するリスクを抑えることにある。
令和4年度は、令和3年度の結果を反映した不適正事務の未然防止に取り組んでいくとともに、現場の声を聞きながら、非効率な事務の見直しや改善を提案していきたいと考える。

<参考>取組の流れ



※知事部局においては、報告書を監査委員が審査し、議会に提出して公表。

令和3年度

鳥取県教育委員会業務適正化報告書
(鳥取県教育委員会教育行政監察報告書)

令和4年7月

鳥取県教育委員会

目 次

第 1	業務適正化（内部統制）の取組について	
1	背景等	1
2	教育委員会の業務適正化（内部統制）の取組の概要	1
第 2	令和 3 年度の取組の状況	
1	業務適正化の取組	3
2	取組の結果	4

■参考資料

- 資料 1 鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱
- 資料 2 業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画（令和 3 年度）
- 資料 3 令和 3 年度業務適正化に係る教育行政監察対象所属
- 資料 4 保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領
- 資料 5 令和 3 年度県費外会計における適正な経理処理の確保に向けた実地点検結果等
- 資料 6 業務点検チェックリスト

第1 業務適正化（内部統制）の取組について

1 背景等

地方自治法が改正（令和2年4月施行）され、適正な事務処理の確保と組織・運営の合理化の観点から、知事が業務適正化（内部統制）に関する方針を定め、これに基づきチェック等の体制を整備し、毎会計年度ごとに評価報告書を作成の上、監査委員の意見を付して議会に提出・公表する義務が生じた。これを受け、本県知事部局においては、①財務、②個人情報管理、③公文書管理及び④情報管理に関する事務において、令和元年度から前倒して制度を導入し、不適切事務の未然防止、実地点検・自己点検を通じた業務適正化の取組を進めている。

教育委員会においても、令和2年度から、これまで実施してきた県費外会計の点検に知事部局に準じた項目を加えることとし、さらに、これらの取組を教育行政監察の一環として位置付けることで、教育委員会全体の事務の適正な推進を図ることとしている。

※業務適正化の取組は、地方自治法上では教育委員会にまで求められているものではないが、知事部局での取組の導入に当たって県の監査制度の見直し（実地検査対象所属数の見直し、監査調書の簡略化等）も行われており、県全体での業務の質の確保を図るため、教育委員会においても知事部局に準じた取組を進めるもの。

【鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱（抜粋）】

（目的）

第1条 この要綱は、教育行政の効率的運営及び業務改善並びに教職員のコンプライアンスの向上を図るため実施する教育行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定める。

（監察の内容）

第6条 監察の内容は、次のとおりとする。

（1）業務改善、事務効率化、業務適正化への取組

（2）～（5） 略

（監察の方法）

第7条 監察は、対象教職員との面談及び関係書類の審査等により実施するものとする。

（監察結果及び措置結果の公表）

第15条 教育長は、公表する必要があると判断した場合は、監察結果及び監察結果に基づき講じられた措置等の概要を取りまとめ、教育委員会に報告の上、公表するものとする。

2 業務適正化に係る監察結果は公表するものとし、そのうち財務（会計）に係るものについては、教育委員会に報告後、監査委員事務局に報告するものとする。

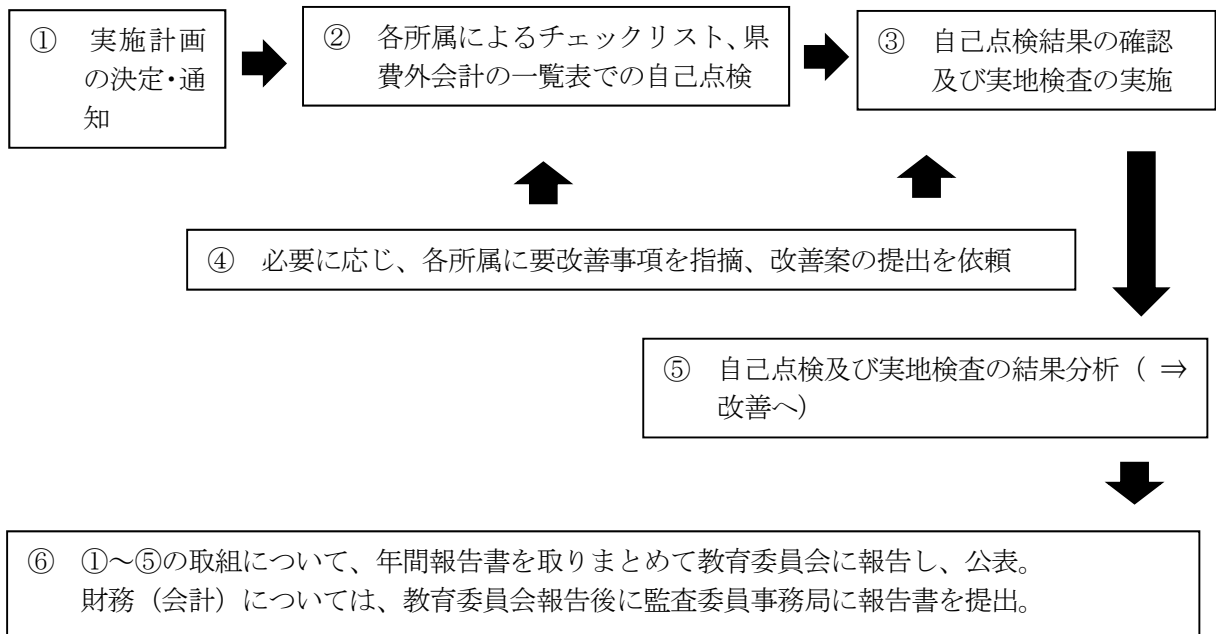
2 教育委員会の業務適正化（内部統制）の取組の概要

（1）取組内容

取組の分野	取組内容
財務（会計）	■実地検査 <ul style="list-style-type: none">・収入、支出、契約、物品管理等の状況についての現地での検査を実施。・令和3年度は30所属（うち、県立学校は19校）が対象。 ※但し、14所属（うち、県立学校は10校）には、会計管理局が検査を実施。 ■セルフチェックリストによる自己点検 <ul style="list-style-type: none">・収入、支出、契約、物品管理等に関する点検項目に従って各所属が事務処理の状況を点検し、不適正事務が判明した場合は改善策を検討、実施。・令和3年度は19所属（うち、県立学校は13校）が対象。
個人情報保護・情報セキュリティ	■実地検査 <ul style="list-style-type: none">・個人情報の流出防止の取組、情報機器類の管理等の状況についての現地での検査を実施。・令和3年度は26所属（うち、県立学校は18校）が対象。 ■セルフチェックリストによる自己点検 <ul style="list-style-type: none">・個人情報の流出防止の取組、情報機器類の管理等に関する点検項目に従って各所属が事務処理の状況を点検し、不適正事務が判明した場合は改善策を検

	討、実施。 ・令和3年度は25所属（うち、県立学校は14校）が対象。 ■取組推進のため、「保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領」を周知。
公文書管理	■実地検査 ・公文書、簿冊の作成、管理等の状況についての現地での検査を実施。 ・令和3年度は16所属（うち、県立学校は9校）が対象。 ■セルフチェックリストによる自己点検 ・公文書、簿冊の作成、管理等の状況に関する点検項目に従い、各所属が事務処理の状況を点検。 ・令和3年度は34所属（うち、県立学校は23校）が対象。
県費外会計	■実地検査 ・学校預り金会計等の県費外会計の管理状況についての現地での検査を実施。 ・令和3年度は県立学校16校が対象。 ■県費外関係の決算額等の一覧表の作成

(2) 取組の流れ



※知事部局においては、報告書を監査委員が審査し、議会に提出して公表。

(3) 期待される効果

各所属・学校への実地検査又は自己点検を進めることで、教育委員会全体で不適正事務の発生を抑制する。

第2 令和3年度の取組の状況

1 業務適正化の取組

(1) 令和3年度の業務適正化に係る教育行政監察実施計画の作成（令和3年7月）

令和3年度の「業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画」を作成し、①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理、④県費外会計に関する実地検査、各所属（県立学校を含む。）による自己点検の実施に関する計画を通知した。

(2) 実地検査の実施（令和3年7月～12月）

①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理、④県費外会計に関し、対象所属への実地検査を行った。

※ただし、①については、一部の所属の実地検査は知事部局（会計管理局）が実施。

(3) 自己点検の実施（令和4年2月～3月）

①財務（会計）、②個人情報保護・情報セキュリティ、③公文書管理に関し、対象所属においてチェックリストによる自己点検を実施した。

<実地検査の対象所属>

区分	対象所属	所属数
財務（会計）	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度の実地検査の対象外の所属又は令和2年度の実地検査で不適正事務を指摘された所属 県費外会計に係る実地検査が非該当の所属 (対象所属のうち、会計管理局の実地検査の対象外の所属に対して教育総務課が実地検査を実施。) 	【事務局等】 11所属 (うち、教育総務課検査対象:7所属) 【県立学校】 19校 (うち、教育総務課検査対象:9校)
個人情報保護・情報セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に個人情報の流出、紛失事故が生じた所属 令和2年度に実地検査を実施していない学校 事務局等のうち財務（会計）実地検査対象所属以外の所属 	【事務局等】 8所属 【県立学校】 18校
公文書管理	<ul style="list-style-type: none"> 財務（会計）の実地検査の対象所属のうち、教育総務課検査の対象所属 	【事務局等】 7所属 【県立学校】 9校
県費外会計	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に実地検査を実施していない学校 (県立学校は、2年に1回のペースで実地検査を実施。) 	【県立学校】 16校

※「事務局等」は、教育委員会事務局内の所属及び県立学校を除く教育機関を示す（以下同じ。）。

<検査員・受検者の体制>

区分	財務（会計）	個人情報保護・情報セキュリティ	公文書管理	県費外会計
検査員	教育総務課教育行政監察担当			
受検者	【事務局等】 総括補佐、会計事務担当者 【県立学校】 事務長、会計事務担当者	【事務局等】 所属長 【県立学校】 副校長又は教頭	【事務局等、県立学校】 文書管理主任等	【県立学校】 事務長、県費外会計事務担当者

2 取組の結果

(1) 実地検査及び自己点検により判明した不適正事務について

実地検査については、鳥取県会計規則、鳥取県教育情報セキュリティポリシー、鳥取県立学校文書の管理に関する規程、県費外会計等取扱ガイドライン等、業務適正化の取組に係る各分野の諸規程に即した事務が執行されているか、現地で書類、帳票類等を確認しながら検査を実施した。

また、自己点検については、セルフチェックのチェック項目に従い、各所属、学校で事務の執行状況に関する自己点検を実施するとともに、不適正事務が見つかった場合は、自ら改善措置を検討、実施することとした。

これらの検査、点検により指摘、判明した不適正事務は、次のとおりである。

<実地検査>

ア 財務（会計）

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 事後の支出負担行為が行われていた。	3 所属
● 備品シールが貼付されていない備品があった。	3 所属
● 返納金の受入手続が遅延していた。	2 所属
● 出納員に委任されていない事務に係る現金収納を行っていた。	1 所属
● 変更契約締結日の遡りがあった。	1 所属
● 物品保管主任の任命手続が行われていない。	1 所属
● 物品事務処理要領に基づく「物品借受書」を借受人から徴取していなかった。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 備品シールが貼付されていない備品があった。	3 校
● 備品シールを貼って管理することが困難な備品について、現物と備品番号を照合するための別の管理台帳の整備が行われていなかった。	2 校
● 事後の支出負担行為が行われていた。	2 校
● 契約交付物が遅延しているものがあった。	1 校
● 資金前渡受領前の職員の立替払いがあった。	1 校
● 予定価格が 5 万円以上 20 万円未満の物品修繕において、発注後に見積書を徴していないものがあった。	1 校
● 競争入札すべき業務を随意契約（見積合わせ）により発注した。	1 校
● 検査に合格した日から 30 日以内に支払う契約であったにもかかわらず、支払日が検査の合格した日から 30 日を超過していた。	1 校
● 収納した現金の払込みが遅延しているものがあった。	1 校
● 物品購入で事前に定めた検査員とは別の職員が納品検査をした。	1 校
● 予定価格が 20 万円以上であるにもかかわらず、1 者見積もりの随意契約があった。	1 校
● 過年度旅費の支払いがあった。	1 校
● 誤った金額で調定・収入した。	1 校

イ 個人情報保護・情報セキュリティ

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● Adobe Reader が最新バージョンに更新されていないパソコンがあった。	4 所属
● 個人情報を含むデータ（ファイル）でパソコンやサーバに保存する場合のパスワードが設定されていないものがあった。	2 所属
● 個人情報流出防止研修に参加していない。	1 所属
● 個人情報流出防止対策期間を設定していない。	1 所属
● ノーツを立ち上げる時のパスワードが次のとおりとなっていなかった。 ・ 10文字以上 ・ 文字列に英語大文字、小文字、数字、記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせた第三者が想像しづらいもの	1 所属
● USB管理簿が作成されていないかった。	1 所属
● 複数の外部の者に同時にメールを送信する際、bcc を利用せずに送信されたものがあった。	1 所属
● 「個人情報流出防止の手引き」の改正についての所属内での周知が行われていなかった。	1 所属
● 情報政策課からの情報セキュリティに関する通知が職員へ周知されていなかった。	1 所属
● 鳥取県情報セキュリティポリシーを認知していない職員がいた。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 教育環境課からの情報セキュリティに関する通知の周知が徹底されていなかった。	7 校
● Windows とノーツのログインパスワードが未分離のパソコンがあった。	6 校
● 個人情報を含むデータ（ファイル）でパソコンやサーバに保存する場合のパスワードが設定されていないものがあった。	6 校
● 「個人情報流出防止の手引き」の改正についての校内での周知が行われていなかった。	4 校
● 生徒の個人情報の誤配付があった。	2 校
● パソコン周囲にパスワードのメモが置かれていた。	1 校
● Adobe Reader が最新バージョンに更新されていないパソコンがあった。	1 校
● 庁内LAN又はTorikyo-NET以外の学校独自のものであり、また、外部に接続できる端末パソコンで、ログイン時のパスワードが設定されていないものがあった。	1 校
● 個人情報を含む簿冊が施錠できる場所で保管されていなかった。	1 校

ウ 公文書管理

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 簿冊の完結処理が行われていなかった。	5 所属
● 施行中のまま放置されている起案文書があった。	2 所属
● 施行文書があるにもかかわらず、「施行情報なし」で処理済にされた起案文書があった。	1 所属
● 「鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の一部改正について」の所属内の周知の徹底が図られていなかった。	1 所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 「鳥取県立学校文書の管理に関する規程」で定める簿冊ラベルが貼られていなかった。	6校
● 簿冊の完結処理が行われていなかった。	4校
● 「鳥取県立学校文書の管理に関する規程」「鳥取県立学校事務専決、代決規程」について、学校内での周知が図られていなかった。	2校
● 「鳥取県立学校文書の管理に関する規程」に定められた様式の起案用紙を用いずに起案が行われていた。	2校

エ 県費外会計

(ア) 検査内容

対象	事務局2所属 県立学校16校（高等学校：11校、特別支援学校：5校）、130会計
検査実施会計内訳	
運営費会計（PTA、生徒会、検定等）	40会計
学年費会計（クラス費、学年費等）	24会計
教材費会計（家庭科、美術等）	21会計
部活動会計	34会計
連盟費会計（高体連、高文連等）	8会計
その他（事務局所属の会計）	3会計
計	130会計

(イ) 主な不適正事務

- 県費外会計等取扱要綱等の不備、要綱に規定されていない取扱い
（※学校全体の県費外会計事務に及ぶ場合があるため、会計数は記載せず。）
- 立替払の不適切な利用、事務手続き（25会計）
- 年度中途・年度末の校長への未報告（17会計）
- 年度終了後の保護者等への未報告（13会計）
- 上記の他、不適切な書類保管、証拠書類等の紛失・不備、資金前渡の精算の遅延など、合計56会計で改善が必要な事務処理があった。

<自己点検>

ア 財務（会計）

(ア) 事務局等

該当無し。

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 収納した現金（証明書発行手数料）について、期限後の払込みとなったものがあった。	2校
● 備品の廃棄処分後に処分伺いをしていたものがあった。	1校

イ 個人情報保護・情報セキュリティ

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 個人情報流出防止対策強化期間を設定していなかった。	1所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 個人情報流出防止対策強化期間を設定していなかった。	2校
● 職場内で「個人情報流出防止の手引き」の周知が図られていなかった。	1校
● 個人情報流出防止研修に参加していなかったため、伝達研修を行っていなかった。	1校

ウ 公文書管理

(ア) 事務局等

不適正事務の内容	該当所属
● 鳥取県公文書等の管理に関する条例が制定されていることを所属内で周知されていなかった。	1所属

(イ) 県立学校

不適正事務の内容	該当校
● 起案文書に、文書の名称、分類、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載されていなかった。	5校
● 職員に対して文書管理に係る研修が学校内で行われていなかった。	4校
● 簿冊に名称、分類、保存期間等を記載したラベルを貼っていなかった。	3校
● 処理が完結した紙起案文書の所定欄に「完結」と記入していなかった。	2校
● 鳥取県立学校文書の管理に関する規程等について、学校内での周知が図られていなかった。	1校
● 決裁に係る規程等が学校内で周知されていなかった。	1校

(2) 不適正事務への対処

実地検査により指摘した不適正事務については、いずれも検査の現場で指導を行い、該当の所属及び学校に対して改善を促した。また、自己点検で判明した不適正事務については、それぞれの所属・学校で改善策を検討し、実施しているところである。

<改善の取組例>

区分	不適正事務	改善の取組
財務(会計)	収納した現金の払込みが遅延しているものがあった。	現金出納簿の確認の徹底と払込時に再度関係書類を照合することにした。
個人情報保護・情報セキュリティ	事務局等において、USB管理簿が作成されていなかった。	USBフラッシュメモリ利用簿データベースを利用して作成済。
県費外会計	指摘した不適正事務に関し、各県立学校に改善計画を検討させ、提出させることとした。 ※当該改善計画については、次回の実地検査で改善状況を確認する。	

ただし、一部の不適正事務については、単一の所属で改善を進めるのではなく、教育委員会の問題として取り組むべき内容のものもあり、この様な不適正事務に関しては、当該事務の総括的、指導的立場にある所属が対応していくことが望ましく、早期解決に努めていく必要がある。

<教育委員会全体で対処することが望ましい不適正事務>

区分	不適正事務	対応の方向性	備考
財務(会計)	(1) 県立学校の帯同看護師の報償費の支出負担行為及び運動部活動外部指導者謝金の支出負担行為の事後決裁の事例が散見された。 (2) (1)と同様、添削指導に係る報償費の支出負担行為も事後決裁となっ	(1)及び(2)については、事前の支出負担行為が困難な事例のため、例外措置として事後の支出負担行為として認められるよう、会計管理局と調整した結果、鳥取県会計規則の運用方針の一部改正(令和4年4月1日施	—

	ていた。	行)により、1件20万円未満の報償費についても支出負担行為兼支出仕訳書で行うことが出来るようになり、事後の支出負担行為で処理が可能となった。	
個人情報保護・情報セキュリティ	各県立学校で定めている個人情報取扱要領の内容が鳥取県教育情報セキュリティポリシーが策定されたことにより、項目の重複があるため、統一した内容にする必要がある。	各学校独自の個人情報取扱要領（ひな形）の内容整理を行う。	高等学校課 特別支援教育課 教育総務課 教育環境課
公文書管理	紙起案文書を綴った簿冊のラベル貼付が徹底されていない県立学校が散見された。	ラベル作成のために県立学校文書管理データベースから簿冊情報をエクセルファイルで出力できるように改修を検討する。	教育総務課
県費外会計	学校祭経費に係る資金前渡の精算が、期限である14日以内を超える事例が散見された。	学校祭は、事前準備から事後処理までの期間が14日を超え、支出内容も多岐にわたる場合が多く、担当者から14日以内の精算は厳しいとの意見があったことから、現在の県費外会計等取扱ガイドラインの見直しを検討する。	高等学校課 特別支援教育課 教育総務課

(3) 令和3年度の取組の総括

令和2年度に指摘のあった不適正事務の改善状況について重点的に実地検査を行った結果、令和3年度も同様の不適正事務はあったが、その件数は38件から19件に減っており、取組に一定の効果があつたと言える。

令和3年度の取組で新たに指摘され、又は判明した不適正事務29件の中には、第三者に著しい損害を与え又は、懲戒処分等の指針に触れるような重大な不備はなかった。不適正事務は、判明した所属（県立学校を含む。）だけのものではなく、他の所属でも今後発生する可能性があるものである。不適正事務を指摘し、改善を求めることは重要であるが、業務適正化（内部統制）に取り組む意義は、不適正事務が発生するリスクを抑えることにあり、この取組は今後も続くものであることから、令和4年度の取組では、令和3年度の結果を参考とした不適正事務の未然防止に努め、更には不適正事務の洗い出しだけでなく、実地検査で現場の声を聞き、非効率な事務の見直しや改善を提案していきたいと考えている。

なお、新型コロナウイルス感染拡大により、実地点検を中止した所属が2所属あつたことから、令和4年度は新型コロナウイルス感染状況を考慮しながら、実地点検を行えるよう関係所属と調整する。

また、令和3年度の教育委員会の取組では、実地検査、自己点検により不適正事務を洗い出したが、中には年度内の解決や改善に結びつけることができなかつたものもあつたことから、それらについては、令和4年度中の早期解決、改善を図ることとする。

不適正事務の根絶は非常に困難ではあるものの、未然防止に向け、一人一人が適正な事務の執行を心掛け、仮に不適正事務が発生しても、それを隠蔽することなく、組織で情報共有し、改善できる体制を構築していくことが重要であり、業務適正化の取組も、できる限りそれを支援していくことを今後も目指していくべきである。

參考資料

鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、教育行政の効率的運営及び業務改善並びに教職員のコンプライアンスの向上を図るため実施する教育行政監察（以下「監察」という。）に関し、必要な事項を定める。

(監察の実施担当者)

第2条 監察は、教育長の命により、教育総務課教育行政監察担当（以下「監察担当」という。）が行う。

2 教育長は、前項に加え、必要と認める職員に命じることができるものとする。

(実施計画の策定)

第3条 監察の実施計画は、毎年度策定するものとする。但し、緊急に監察を実施する必要がある場合は、その都度、実施計画を策定するものとする。

2 実施計画には、実施方針、年間計画、監察対象機関、監察テーマ、監察事項、その他監察に必要な事項を定めるものとする。

(監察の対象機関)

第4条 監察は、教育委員会事務局及び教育機関（県立学校を含む。）を対象とする。

(監察の対象教職員)

第5条 監察は、対象機関のすべての教職員を対象とする。

(監察の内容)

第6条 監察の内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務改善、事務効率化、業務適正化への取組
- (2) コンプライアンス意識向上への取組
- (3) 職場管理の状況
- (4) 県民の視点に立った教育行政の推進状況
- (5) その他監察の目的を達成するために必要な事項

(監察の方法)

第7条 監察は、対象教職員との面談及び関係書類の審査等により実施するものとする。

(監察実施の通知)

第8条 監察の実施に当たっては、事前に監察対象機関に通知するものとする。

(監察資料の提出の要求)

第9条 監察担当は、事前に監察対象機関から所定の書類等の提出を求めることができる。

(監察への協力)

第10条 監察を受ける機関は、監察に協力しなければならない。

(監察の講評)

第 11 条 監察を実施したときは、監察担当は、その結果について監察対象機関に対し、必要に応じて口頭で講評するものとする。

(監察結果の報告)

第 12 条 監察結果は、監察担当が教育長に報告するものとする。

(監察結果に基づく提言等)

第 13 条 監察の実施により、改善又は是正の必要があると認めるときは、関係機関に対し、教育長から勧告、提言その他必要な措置を行うものとする。

(勧告に対する措置)

第 14 条 前条の規定により勧告を受けた機関は、改善又は是正の措置を行った後、速やかに処理結果を教育長に報告するものとする。

(監察結果及び措置結果の公表)

第 15 条 教育長は、公表する必要があると判断した場合は、監察結果及び監察結果に基づき講じられた措置等の概要を取りまとめ、教育委員会に報告の上、公表するものとする。

2 業務適正化に係る監察結果は公表するものとし、そのうち財務(会計)に係るものについては、教育委員会に報告後、監査委員会事務局に報告するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、監察に関し必要な事項は教育長が別に定める。

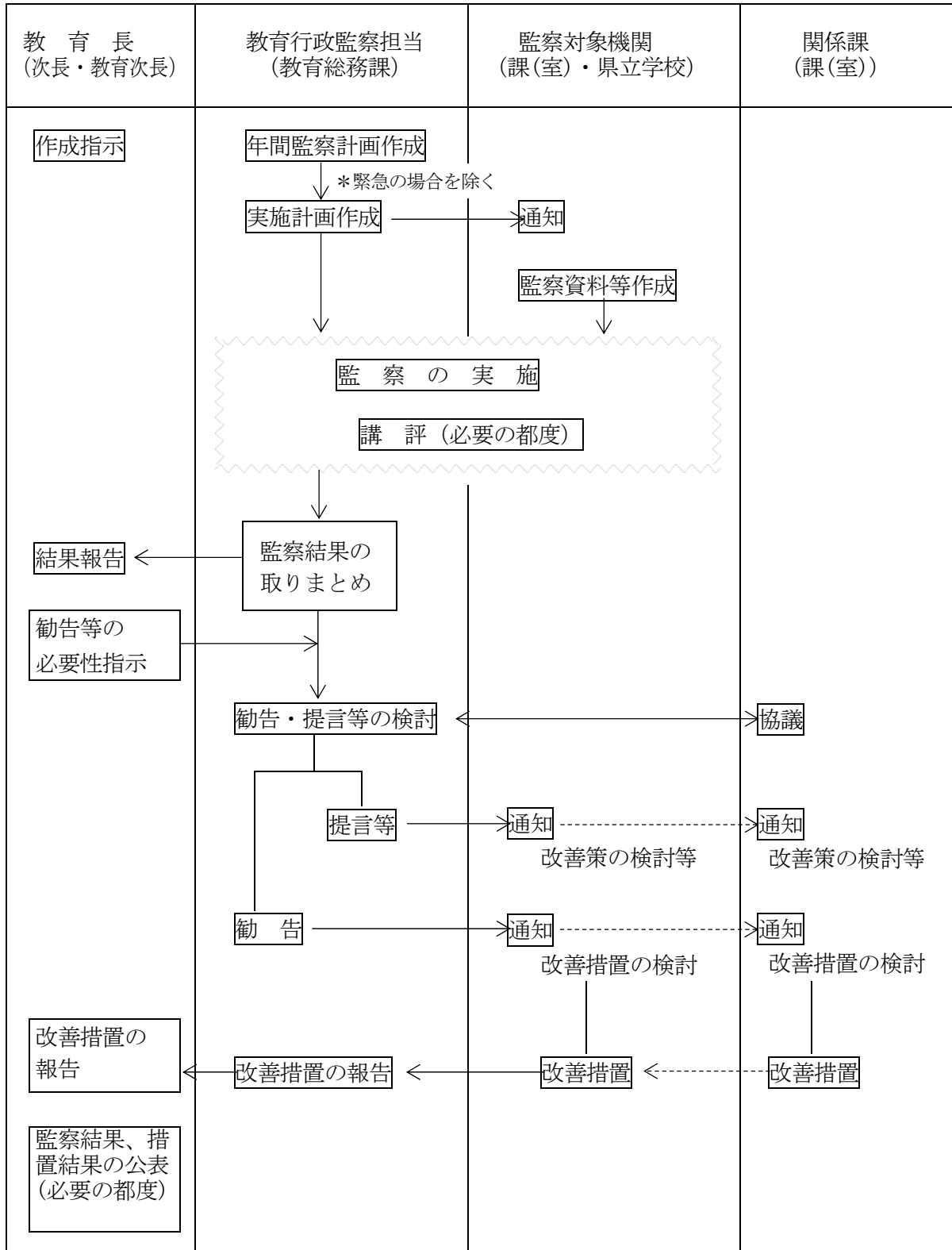
附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

監察実施手順



【監察の効果】

- 監察実施中の指導助言による改善、是正
- 将来への波及効果
- 牽制による抑止効果

業務適正化（内部統制）に係る教育行政監察実施計画（令和3年度）

1 目的

県教育委員会における内部統制機能を充実させる業務適正化の取組を進めるため、鳥取県教育委員会教育行政監察実施要綱（平成20年4月17日付第200800013142号教育長通知）に基づき、教育行政監察（以下「監察」という。）を実施する。

2 対象事項

監察は、県教育委員会の事務局及び県立学校以外の教育機関（以下「事務局等」という。）並びに県立学校が行う事務事業について、次の事項を対象とする。

- (1) 財務（会計）に関するもの（船上山少年自然の家及び大山青年の家は除く。）
- (2) 個人情報保護・情報セキュリティに関するもの
- (3) 公文書管理に関するもの
- (4) 県費外会計に関するもの

3 監察の内容等

(1) 監察の内容

教育総務課教育行政監察担当（以下「監察担当」という。）による実地点検（但し、財務（会計）については、一部の所属（県立学校を含む。以下同じ。）に対して会計管理局が実地検査を実施。）及び各所属による自己点検とする。

(2) 対象所属

監察の対象所属は、2（1）～（4）に掲げる事項について次により選定する。

区分		対象所属
財務（会計）	実地点検	・令和2年度の実地点検の対象外の所属又は令和2年度の実地点検で不適正事務を指摘された所属（ただし、今年度の会計管理局による実地検査の対象所属を除く。）
	自己点検のみ	・会計管理局の実地検査及び監査担当の実地点検のいずれも非対象の所属
個人情報保護・情報セキュリティ	実地点検のみ	・事務局等：財務（会計）の実地点検（会計管理局の検査を含む。）の対象所属以外の所属 ・県立学校：令和2年度に実地点検を実施していない学校 ・上記にかかわらず、令和2年度に個人情報の流出、紛失事故が生じた所属は対象。
	自己点検のみ	・上記以外の所属
公文書管理	実地点検	・今年度の財務（会計）の監察の実地点検の対象所属に同じ。
	自己点検のみ	・上記以外の所属
県費外会計（実地点検）		・事務局等：県費外会計を所管している所属から任意に2所属を選定。 ・県立学校：令和2年度に実地点検を実施していない学校（県立学校は、2年に1回のペースで実地点検を実施。）

※具体的な対象所属は、「R3教育行政監察対象所属・県立学校（全体計画）」を参照。

(3) 監察の実施方法

監察は、2に掲げる事項について次のとおり実施するものとする。また、実施に当たり、必要に応じて、所管課の協力を求めるものとする。

ア 監察担当による実地点検

(ア) 財務（会計）について

(2) の表により選定した所属に対して、令和2年度及び令和3年度（点検日まで）の事務処理状況について、業務点検チェックリストの「検査項目・ポイント」にある項目を参考に、既存の文書、帳票類を現地で確認するとともに、担当職員への聞き取りを実施する。

(イ) 個人情報保護・情報セキュリティについて

「令和3年度個人情報保護及び情報セキュリティに係る監査の実施について（通知）」（令和3年6月30日付第202100081346号教育長通知）に基づく実地点検を実施する。

(ウ) 公文書管理について

(2) の表により選定した所属に対して、業務点検チェックリストの「検査項目・ポイント」にある項目を参考に、既存の文書・簿冊の作成・管理の状況、電子決裁・文書管理システムの処理状況を現地で確認するとともに、担当職員への聞き取りを実施する。

(エ) 県費外会計について

「令和3年度県費外会計の適正な処理に係る実地点検等の実施について（通知）」（令和3年6月22日付第202100073157号教育長通知。対象所属のみに通知。）に基づく実地点検を実施する。

(オ) 実地点検の実施時期

概ね7月から12月に行うものとし、具体的な実施時期については、監察担当は該当所属と事前に調整する。

イ 各所属による自己点検

別途通知する。

※年度後半に業務点検チェックリストの検査項目に基づく自己点検のデータベースを各所属へ送付予定。

4 要改善事項の指摘

監察（会計管理局による実地検査を含む。）の結果、必要に応じて要改善事項について該当所属に文書により指摘する。指摘のあった所属は、再発防止に向けた改善計画書（別紙様式）を提出する。

5 分析等

監察担当は、不適正な処理の要因等を分析し、提出された改善計画が十分でない認められる場合は、再発防止のための提言を行う。また、監察担当は、改善の取組状況について確認する。

6 報告・公表

実施結果の概要（実地点検の状況、自己点検の状況、不適正な処理の状況、発生要因、改善状況、評価等）を報告書にまとめ、教育長へ報告する。併せて、ホームページに掲載し、公表する。

なお、財務（会計）に係る報告書については、監査委員事務局に提出する。

改善計画書

所属名	
記入者	

1 区分 ※該当するものに○を記入 下記の区分ごとに別葉で作成すること

会計(会計局)		会計(実地点検)		会計(書面監査)	
個人情報等		公文書管理		県費外会計	

2 検討内容

要改善事項	
要因	
改善状況	※改善・対応した状況がわかる書類の写し等を添付すること。
再発防止策	

令和3年度業務適正化に係る教育行政監察対象所属

所属	財務(会計)			個人情報保護・ 情報セキュリティ		公文書管理		県費外会計 実地点検
	実地検査		自己 点検 のみ	実地検査	自己 点検 のみ	実地検査	自己 点検 のみ	
	会計 管理局 実施	教育行政 監察実施						
教育委員会事務局等								
教育総務課	—	○	—	—	○	○	—	—
教育環境課	○	—	—	—	○	—	○	—
教育人材開発課	○	—	—	—	○	—	○	—
教育センター	—	—	○	○	—	—	○	—
小中学校課	—	○	—	—	○	○	—	—
特別支援教育課	—	○	—	—	○	○	—	—
高等学校課	○	—	—	—	○	—	○	○
いじめ・不登校総合対策センター	—	○	—	—	○	○	—	—
社会教育課	—	○	—	—	○	○	—	—
図書館	—	—	○	○	—	—	○	○
人権教育課	○	—	—	—	○	—	○	—
博物館	—	—	○	○	—	—	○	—
美術館整備課	—	○	—	—	○	○	—	—
体育保健課	—	—	○	○	—	—	○	—
東部教育局	—	○	—	—	○	○	—	—
中部教育局	—	—	○	○	—	—	○	—
西部教育局	—	—	○	○	—	—	○	—
船上山少年自然の家	—	—	—	○	—	—	○	—
大山青年の家	—	—	—	○	—	—	○	—
事務局等 計(19)	4	7	6	8	11	7	12	2
県立学校								
鳥取東高等学校	○	—	—	—	○	—	○	—
鳥取西高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
鳥取商業高等学校	○	—	—	○	—	—	○	○
鳥取工業高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
鳥取湖陵高等学校	○	—	—	○	—	—	○	○
鳥取緑風高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
岩美高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
八頭高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
智頭農林高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
青谷高等学校	○	—	—	—	○	—	○	—
倉吉東高等学校	—	○	—	○	—	○	—	—
倉吉西高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
倉吉農業高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
倉吉総合産業高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
鳥取中央育英高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
米子東高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
米子西高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
米子高等学校	○	—	—	—	○	—	○	—
米子南高等学校	○	—	—	—	○	—	○	—
米子工業高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
米子白鳳高等学校	—	○	—	—	○	○	—	—
境高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
境港総合技術高等学校	—	—	○	○	—	—	○	○
日野高等学校	○	—	—	○	—	—	○	—
鳥取盲学校	—	—	○	○	—	—	○	○
鳥取聾学校	—	—	○	○	—	—	○	○
鳥取養護学校	○	—	—	○	—	—	○	○
白兔養護学校	○	—	—	—	○	—	○	—
倉吉養護学校	○	—	—	—	○	—	○	—
皆生養護学校	—	—	○	○	—	—	○	○
米子養護学校	—	—	○	○	—	—	○	○
琴の浦高等特別支援学校	—	○	—	—	○	○	—	—
県立学校 計(32)	10	9	13	18	14	9	23	16

保有個人情報及び情報セキュリティに関する監査実施要領

1 目的

鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）における内部統制機能を充実させる業務適正化の取組の一環として、教育委員会の各種事務で取り扱う個人情報の重要性を教職員が認識し、不適切な取り扱い等による個人情報の流出、遺漏、紛失等を防止するとともに、教育委員会が保有する情報資産の機密性、安全性及び可用性を確保し、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について取り組むため、現状の個人情報に係る管理体制、取扱い及び情報セキュリティの対策について評価・見直しを行い、不適切事務の未然防止を図るものである。

2 監査の対象

(1) 保有個人情報に関する監査

教育委員会事務局の本庁及び地方機関、県立学校、その他教育機関（以下「所属」という。）が保有する個人情報については個人情報流出防止の手引き（令和3年2月19日改正（地域づくり推進部県民参画協働課））、さらに県立学校にあっては各学校が定める個人情報取扱要領が適正に運用されているか監査を行うものとする。

(2) 情報セキュリティに関する監査

所属が保有する情報資産が鳥取県情報セキュリティポリシー及び鳥取県教育委員会情報セキュリティポリシーに則って取り扱われているか監査を行うものとする。

3 監査の方法

監査は、教育総務課教育行政監察担当（以下「監察担当」という。）による実地点検又は各所属による自己点検とする。

(1) 実地点検

実地点検の対象所属は、直近1年間に個人情報の流出・紛失事故が発生した所属及びその他の所属の中から抽出した所属とする。なお、県立学校については、県費外会計の実地点検の対象校は、本点検に関しても対象とする。

ア 監察担当は、実地点検の対象所属（県立学校のみ）に対し、様式1及び個人情報取扱要領の提出を依頼する。

イ 監察担当は、様式1（県立学校のみ）、様式2及び個人情報流出防止の手引き又は個人情報取扱要領に基づき、各所属において、関係書類の閲覧、担当者からの聞き取り等を行うものとする。

ウ 監察担当は、実地点検の対象所属と事前に調整した上で、実地点検実施日の2週間以上前に実施について通知するものとする。

(2) 所属による自己点検

所属による自己点検の実施については、別途通知する。

4 監査の項目

監査の項目は、様式1（県立学校のみ）及び様式2で示す内容その他必要な内容とする。

5 監査結果に基づく改善

監査を実施した結果、改善が必要であると判断された所属は、別紙様式の改善計画書を教育長に提出しなければならない。

6 監査結果の共有

監察担当は監査結果をまとめ、教育委員会内各所属に周知し、個人情報流出の防止及び情報セキュリティの対策について注意喚起を図るものとする。

附則

この要領は、平成30年7月13日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年6月30日から施行する。

様式1・2 略

令和3年度県費外会計における適正な経理処理の確保に向けた実地点検結果等

令和4年3月
教育総務課

今年度実施した県費外会計における適正な経理処理の確保に向けた点検に係る実地点検の結果等は下記のとおりでした。実地点検実施校の多くに共通してみられた要改善事項をまとめましたので、実地点検実施校以外の所属も同様の不備等がないか確認し、適切な処理の参考にしてください。

記

1 点検内容

実施期間	令和3年7月20日から令和3年10月18日まで	
対象	事務局2所属 県立学校16校（高等学校：11校、特別支援学校：5校）の130会計	
対象項目	令和2年度及び令和3年度（点検日まで）の県費外会計取扱状況 ※例年指摘の多い立替払の利用や証拠書類等の適切な管理状況について重点的に点検を行った。また、契約事務の状況について適切な事務処理をしているか点検を行った。	
点検実施会計内訳		
	運営費会計（PTA、生徒会、検定等）	40会計
	学年費会計（クラス費、学年費等）	24会計
	教材費会計（家庭科、美術等）	21会計
	部活動会計	34会計
	連盟費会計（高体連、高文連等）	8会計
	その他（事務局所属の会計）	3会計
	計	130会計

2 全体の傾向

不適切な事案として多かったものは、次のとおり。

- (1) 取扱要綱等の不備、要綱に規定されていない取扱い
- (2) 立替払の不適切な利用、事務手続き（25会計）
- (3) 年度中途・年度末の校長への未報告（17会計）
- (4) 年度終了後の保護者等への未報告（13会計）

上記の他、不適切な書類保管、証拠書類等の紛失・不備、資金前渡の精算の遅延など、合計56会計で改善が必要な事務処理があった。

※（1）については、全体に及ぶ場合があるため、会計数は記載せず。

3 取扱要綱の不備等

(1) 概要

以下のとおり、各学校における県費外会計等取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）等に定められた内容とは異なる取扱いをしている会計、又は、取扱要綱等に規定していない取扱いをしている学校があった。

- ・要綱に定めがないが、実際には資金前渡や仮払いを行っている。
- ・通帳会計であるが、収入・支出伺書の作成が省略されている。

(2) 改善指示内容

- ・取扱要綱等に沿った取扱いを徹底するとともに、必要に応じて取扱要綱等を改正すること。

4 立替払の不適切な利用等

(1) 1回当たりの限度額及び累積額を上回る立替払

県費外会計等取扱ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、立替払の限度額は1回当たり3万円を超えない額、累積額は5万円を超えない額で行うこととなっているが、11会計で上限を超える立替払が行われていた。

中には、1回で20万円余を立て替えているケースがあった。

区分	1回当たりの限度額及び累積額を上回る立替払					
会計区分	運営費	学年費	教材費	部活動費	連盟費	計
会計数	3	2	1	4	1	11

(2) 立替払の精算の遅延

ガイドラインでは、教職員が行う立替払の精算は14日以内となっているが、14日を超えているものが数多く見られた。中には、精算までに8ヶ月以上要している事例もあった。運営費や部活動費で精算の長期遅延が多い。

区分	立替払の精算の遅延					
会計区分	運営費	学年費	教材費	部活動費	連盟費	計
会計数	8	3	4	7	0	22

(3) 改善指示内容

- ・県費外会計は公金に準じて管理しているものであり、公私を明確に区別するためにも、本来、立替払は限定的（総会等で事前に予算が認められているなどあらかじめ支出の用途及び上限額が定められているもの、又は緊急かつやむを得ない支出として校長が認めるもの等）に認められるものであるということを意識した上で、取扱要綱等に則して適切な手続きを行うこと。
- ・安易な立替払をしないこと及びやむを得ず立替払をした場合は速やかな処理をすることを、職員に徹底すること。
- ・ガイドラインでは、「立替払については、立替期日・立替者・精算期日等について記録しておくこと」となっているが、記録のないケースが散見されたことから、伺書等に記録をしておくこと。

5 年度中途・年度末の校長への未報告及び年度終了後の保護者等への未報告

(1) 概要

取扱要綱では、校長は年度開始から概ね半年を経過した時点及び随時、収支状況の確認を行うとともに、年度末においては、会計担当者は収支計算書を作成し、速やかに校長に報告しなければならないとなっているが、校長へ未報告のものや確認が行われていないものがあった。運営費や部活動費で多い傾向にあった。

また、同じく取扱要綱では、年度終了後すみやかに収支の状況報告を保護者等に行わなければならないとあるが、保護者等に報告を行っていない会計があった。主に部活動費で多い傾向にあった。

会計区分	中間報告・年度末報告が未報告・未確認	保護者等への未報告
運営費	6	1
学年費	2	3
教材費	1	0
部活動費	8	8
連盟費	0	1

(2) 改善指示内容

- ・取扱要綱に沿って校長へ報告し確認を求めること。また、保護者等へ事前に金銭徴収の説明を行ったことを理由に、年度末の収支の状況報告を実施していないという事例もあったが、徴収した金銭を適切に扱ったことの説明責任を果たすためにも、保護者等へ収支の状況報告を行うこと。

6 領収書やその他の証拠書類の紛失

(1) 概要

支払いに係る領収書が適切に保管されていないケースがあった。また、ガイドラインでは、支出の証拠書類等については、特別に定めのあるものの他、5年間保存することとなっているが、5年が経過していないにもかかわらず見当たらなくなった会計書類があった。

会計区分	領収書等の紛失	証拠書類の5年保存できていないもの
運営費	1	0
学年費	1	1
教材費	0	1
部活動費	1	7
その他	0	1

(2) 改善指示内容

- ・領収書は支払額の根拠となる重要な証拠書類であり、伺書と一緒に適切な状態で保管すること。また、支出に関する書類や通帳の5年保存を徹底し、会計担当者が変更となった場合も、確実に引き継ぐこと。

7 その他の不備

(1) 県費外会計の未報告

本来は県費外会計として取扱要綱に従った処理をすべきにもかかわらず、所要の報告等を行わずに会計担当者のみで管理されていた会計があった。不正な現金処理は行われていなかったが、取扱要綱に沿った処理が徹底されていなかったものであった。県費外会計は県費を扱っていないものの、保護者等からの徴収金や販売活動の収入等の公的な財源から成り立っているものであることから、取扱要綱に従った適切な対応を徹底すること。

(2) 資金前渡の利用について

年度当初に一定額を一括で資金前渡して支払いを行い、年度末に精算していたものがあった。また、資金前渡の精算が1か月以上遅れているケースも見受けられた。過大な現金の所持による事故等を防ぐためにも、その都度必要な概算額を資金前渡するか、仮払金で行うなどの方法を検討すること。資金前渡の精算についても、取扱要綱に定められた精算期限を遵守すること。

8 その他

検討委員会の名簿や会議録について、未作成の学校があったが、検討委員会で諮った内容を記録として残しておくことが望ましい。

業務点検チェックリスト

■財務（会計）

	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント
1	01予算	01予算一般	01予算一般	<ul style="list-style-type: none"> ○会計年度独立の原則は守られているか。 ○会計年度、会計区分、現年・繰越の区分は適正か。（明許繰越予算で執行すべきものを現年度予算で執行していないか。債務負担行為未設定で年度を超えた契約や交付決定をしていないか。その他、年度区分や財源の誤り等はないか。）。 ○予算の繰越し手続きは適正か。
2	02歳入	01収入の決定	01発注何	<ul style="list-style-type: none"> ○入札及び随意契約を行う場合に発注何を作成しているか。 ○予定価格の積算は適正か。
3	02歳入	01収入の決定	02契約等何	<ul style="list-style-type: none"> ○許認可又は契約に基づいて歳入する場合、契約書案等を伺っているか。 ○収入の根拠、調定額の算定に誤りはないか。 ○会計年度区分、収入科目、納入者、納入期限等は適正か。
4	02歳入	02調定	01収入調定・納入通知・収納管理	<ul style="list-style-type: none"> ○調定の時期は適正か。（使用料、貸付料は原則、事前徴収） ○会計年度区分、収入科目、調定額、納入者等は適正か。 ○納入期限は適正に設定されているか。（原則、納通発行日から20日以内。過年度支出の返納は10日以内） ○納入通知書等発付後、財務会計システム等による収納確認を適切に行っているか。 ○（事後調定の場合）収納後に作成された収入調書の決裁を受けているか。 ○不要な調定の取消漏れ、減額漏れはないか。
5	02歳入	03収納	01出納員等による現金等の領収	<ul style="list-style-type: none"> ○現金（証券）領収書は適正に管理されているか。（使用前に一連番号を付し、表紙に年度使用年度及び番号を記載しているか。書損があった場合の処理は適正か。） ○現金を直接収納した際に、現金領収証書を納入者に交付しているか。 ○現金出納簿の整備、記帳は適正か。 ○現金（証券）領収証書用紙管理簿の整備、記帳は適正か。 ○現金及び有価証券の保管管理は適切か。 ○分任出納員が収納した場合の出納員への引継ぎ等は適正に行われているか。（原則、収納の日からその翌々日まで）
6	02歳入	03収納	02現金の払込	<ul style="list-style-type: none"> ○出納員は収納した現金を、期日までに払込書により払い込んでいるか。（原則、収納の日から7日以内） ○現金出納簿に正しく記載しているか。 ○出納員管理口座に入金があった場合、期日までに払い込んでいるか。また、利息発生時の処理は適切か。 ○分任出納員が払い込む場合、期日までに払い込んでいるか。（原則、収納の日から7日以内）
7	02歳入	04過誤納金	01還付	<ul style="list-style-type: none"> ○相手方に通知を発出する場合、歳入戻出通知何を作成しているか。 ○調定の減額を行っているか。 ○還付の時期は適正か。 ○出納閉鎖後の戻出金は現年度の歳出予算から支出しているか。
8	02歳入	05未収金	01督促	<ul style="list-style-type: none"> ○納入期限から20日以内に督促状を発行しているか。 ○督促状の指定期限は、発行日から10日以内としているか。 ○滞納整理票により督促状況等を記載しているか。
9	02歳入	06収入証紙	01収入証紙	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書等に所定の金額の証紙が貼付され、所定の消印により消印されているか。 ○証紙徴収整理簿兼証紙収入状況報告DBによる登録及び確認を行っているか。
10	03債権	01債権管理	01債権管理	<ul style="list-style-type: none"> ○債権の徴収停止、免除及び猶予等を行う場合、適切な処理を行っているか。 ○延滞金又は遅延利息の徴収は適正に行われているか。 ○不納欠損処分の手続きは適正か。
11	04契約	01発注	01一般競争入札・指名競争入札	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な予算措置がされているか。（複数年度にわたる場合の債務負担行為等） ○決裁権者は適正か。（2000万円以上は教育長（事務局等）） ○予定価格の積算は適正になされているか。 ○契約方法は適切か。

				<p>○調達公告等に必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>○入札期日の前日から起算して少なくとも5日前に公告しているか。</p> <p>○入札保証金の額、免除の場合は免除理由を伺っているか。</p> <p>○指名競争入札の場合、理由、根拠条項を明記し、なるべく5名以上を指名しているか。（配慮措置企業が1者以上入っているか。）</p> <p>○長期継続契約ができない契約を長期継続契約していないか。</p> <p>○予定価格が100万円以上の発注時は統括審査課の審査を受けているか。</p>
12	04契約	01発注	02随意契約	<p>○随意契約の理由は適正か。根拠条項を明記しているか。</p> <p>○見積徴取数は適正か。（予定価格が5万円以上の物品、委託・役務及び賃借の調達にあたって、配慮措置企業が1者以上入っているか。）</p> <p>○予定価格が100万円以上の発注時は統括審査課の審査を受けているか。</p>
13	04契約	02入札・見積合わせ	01一般競争入札・指名競争入札	<p>○予定価格が100万円以上の場合、決裁権者（2000万円以上は教育長（事務局等））が記名した予定価格調書が作成されているか。</p> <p>○予定価格が20万円以上の場合、書面等（負担行為の概要欄等）に予定価格を記載しているか。</p> <p>○開札方法は適正か。（全入札書の開封、読上げ等）</p> <p>○落札者の決定手続は適正か。</p> <p>○委任状がある場合、受任者の記名のある入札書が提出されているか。</p>
14	04契約	02入札・見積合わせ	02随意契約	<p>○見積書を適正に徴しているか。</p> <p>○見積書に受付印を押印しているか。</p> <p>○施行令第167条の2第1項第3号又は4号の規定に基づき随意契約を締結する場合、発注見通し等を公表しているか。</p>
15	04契約	03契約	01契約書作成、請書徴取（負担行為）	<p>○支出負担行為として整理する日（契約締結日）、年度区分は適正か。（契約締結日は、着手前）</p> <p>○支出負担行為書の記載、添付書類は適正か。</p> <p>○支払方法は適正か。（原則精算払。これによらない場合は契約書に明記）</p> <p>○契約保証金を契約締結時に、納付しているか。（免除の場合、理由は適正か。）</p> <p>○予定価格を超えた金額や見積額と異なる金額で契約をしていないか。</p> <p>○契約書に会計規則第110条に規定する事項が適正に記載されているか。</p> <p>○委託契約の場合、再委託禁止についての条項があるか。再委託の承認は適正か。</p> <p>○個人情報取扱業務を委託する場合、個人情報の保護に関する条項及び個人情報取扱業務委託特記事項を記載しているか。</p> <p>○暴力団の排除規定はあるか。</p> <p>○発注者と契約書の仕様書の内容が一致しているか。</p> <p>○県が保管する契約書等に収入印紙の貼付があるか。（印紙税の詳細は税務署に確認のこと）</p> <p>○県及び相手方の押印は適正か。</p> <p>○契約の変更手続きは適正か。また、変更理由を記載しているか。</p> <p>○統括審査課の審査を受けているか。</p> <p>○議会議決が必要な契約の場合、議決されているか。</p> <p>○契約書の作成が必要な契約であるにもかかわらず、請書を徴していないか。</p> <p>○県立学校の契約において、当事者は学校（学校長）ではなく、鳥取県（知事）になっているか。</p>
16	04契約	04履行確認	01履行確認、検査	<p>○検査員の任命をしているか。</p> <p>○完了届等の受理日から工事は14日以内、その他は10日以内に完了検査を行っているか。</p> <p>○検査調書の作成又は検査済みの表示は適正か。</p>
17	05歳出	01支出命令・支出決定	01請求書の徴取等	<p>○請求書の徴取が必要なものについて適切に徴取しているか、その内容は適正か。</p> <p>○履行検査が終わっているものか。</p> <p>○会議開催経費等については、適切に支給調書を作成しているか。（原則、会議等の開催前）</p>
18	05歳出	01支出命令・支出決定	02支出命令・支出決定	<p>○債務が確定し、支払時期が到来したものであるか。</p> <p>○正当な債権者であるか。</p> <p>○請求・受領委任の場合、委任状を徴しているか。</p> <p>○支出負担行為兼支出仕訳書で支払できる経費か。</p> <p>○支出仕訳書の記載内容（金額、年度、科目等）、添付書類は適正か。</p> <p>○支払期限内に支払はなされているか。（支払期限の定めのないものは、請</p>

				求があつてから15日以内)
19	05歳出	01支出命令・支出決定	03戻入	<p>○戻入仕訳書又は資金前渡(概算払)精算書により決定しているか。(戻入対象の支出仕訳書に誤りがないか。)</p> <p>○戻入通知何は作成されているか。(旅行命令簿によるもので、電磁的方法により行う旅費を除く)。</p> <p>○戻入額の算定に誤りがないか。</p> <p>○返納通知書で指定する返納期限は、通知日の翌日から起算して10日以内の日か。</p> <p>○返納通知書の発付後に、収納状況を確認しているか。期限以降も未返納の場合、督促処理等は適切か。(収入の規定を準用)</p>
20	05歳出	02支出方法	01支出区分(資金前渡)	<p>○資金前渡をすることができる経費か。(地方自治法令第161条第1項第1号から第14号まで及び第16号に掲げるもののほか、会計規則第70条に列挙)</p> <p>○資金前渡受領口座(代理受領口座含む)の通帳及び銀行取引印(出納員の公印)は適切に管理されているか。また、利息発生時の処理は適切か。</p> <p>○受払簿により管理がなされているか。</p> <p>【精算】</p> <p>○領収書(領収書を徴しがたいものについては支払を証明するに足る書類)を徴し、期間内(支払完了後(出張を伴う場合は、帰庁の日以後)7日(県休日不算入)以内)に精算しているか。</p> <p>○長期間保有できる資金前渡経費は定められた期間内に精算しているか。</p>
21	05歳出	02支出方法	02支出区分(概算払)	<p>○概算払をすることができる経費か。(地方自治法施行令第162条第1号から第5号までに掲げるもののほか、会計規則第75条に列挙)</p> <p>○契約締結何に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。</p> <p>【精算】</p> <p>○経費が確定したときは、速やかに精算しているか。</p> <p>○額の確定等の記載内容は適正か。</p> <p>○相手方の履行完了時に債務が確定していることを確認(完了検査)しているか。</p>
22	05歳出	02支出方法	03支出区分(前金払)	<p>○前金払をすることができる経費か。(地方自治法施行令第163条第1号から第7号までに掲げるもののほか、会計規則第77条に列挙)</p> <p>○契約締結何に支払時期、理由、根拠条項等を明記しているか。また、契約書等に支払時期、金額を明記しているか。</p>
23	05歳出	02支出方法	04支出区分(繰替払)	<p>○繰替払のできる経費か。(地方自治法施行令第164条第1号から第4号までに掲げるもののほか、会計規則第77条の2に列挙)</p> <p>○繰替支払報告書による報告はされているか。</p>
24	05歳出	03節毎の留意点	01節毎の留意点	<p>(1)報酬・報償費</p> <p>○支給調書を作成しているか。(原則、会議等の開催前)</p> <p>○源泉徴収が必要な支払について、適切に源泉徴収しているか。</p> <p>(2)旅費</p> <p>○旅費請求書の内容は適正か。(経路、算定は正しいか、請求者の記名はあるか等)</p> <p>○源泉徴収が必要な旅費について源泉徴収しているか。</p> <p>(3)需用費</p> <p>○検査が終了し、債務が確定しているか。</p> <p>○食糧費の支出仕訳書に食糧費支出調書を添付しているか。</p> <p>(4)役務費・委託料</p> <p>○源泉徴収が必要な支払について源泉徴収しているか。</p> <p>(5)工事請負費</p> <p>○落札者(又は契約の相手方)を決定した日から14日以内に契約締結しているか。</p> <p>○契約保証金の取扱い(変更契約時の取扱い含む)は適正か。(免除理由。契約締結時納付)</p> <p>○工事完成届の受理日から14日以内に完成検査を行っているか。</p> <p>(6)補助金等</p> <p>○交付決定、額の確定等の内容(補助対象経費、補助金算定等)は適正か。(交付要綱等に規定されたとおり行われているか。)</p> <p>○交付申請、交付決定、変更承認、実績報告、額確定等の時期は適切か。</p>
25	06公有財産	01管理	01使用許可・減免	<p>○使用許可又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。</p> <p>○使用料又は減免額は適正に算定されているか。</p>

				○使用許可又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、資産活用推進課の関連審査を受けているか。
26	06公有財産	01管理	02貸付・減免	○貸付を行う場合、貸付基準に合致しているか。 ○貸付又は減免を行う場合、許可又は減免基準に合致しているか。 ○貸付料又は減免額は適正に算定されているか。 ○貸付又は減免の事務手続き（軽易なもの及び教育委員会に係るものを除く）において、資産活用推進課の関連審査を受けているか。
27	07物品	01物品一般	01物品保管主任の任免	○物品保管主任の任免は何により決定し、発令内容を口頭で伝達しているか。 ○出納員・物品出納員等との兼職になっていないか。（金券類のうちタクシーチケット及び法人クレジットカードを除く。） ○物品の保管場所ごとに任命されているか。
28	07物品	02取得	01購入手続等	○物品の購入は物品請求書及び契約・交付伺書により行っているか。（予定価格20万円未満の消耗品については省略規定あり） ○発注方法は適正か。 ○用品指定品目により対応できるものが購入されていないか。 ○物品請求等の起案時に起案者以外の者を検査員として伺っているか。（年間伺を含む） ○資金前渡者が購入した物品は、備品については備品登録伺書、備品以外の物品は資金前渡精算書により引継いでいるか。 ○委託料で取得する物品の事務手続は適切か。
29	07物品	02取得	02寄附物品の受納	○申込者から物品寄附申込書等の提出を受け、寄附物品受納伺書により受納決定しているか。 ○金券類（図書カード、商品券等）の寄附を受けた場合、金券類受払簿に記載しているか。
30	07物品	03管理	01適正管理・使用	○物品の損傷防止について所属内で注意喚起が行われているか。（パソコン周辺での飲食等） ○公用車運転時の安全確認徹底及び使用前後の損傷点検徹底が図られているか。 ○物品を損傷した際に物品損傷報告DBにより報告しているか。
31	07物品	03管理	02物品の確認・台帳管理	○物品出納簿に登録した物品の保管状況について毎年1回以上確認を行っているか。 ○物品確認DBにより物品確認の結果を記録し、所属長の確認を受けているか。 ○現物の確認ができない物品については、原因の究明を行い、適切な処理を行っているか。 ○備品シールは1点ごとに貼付されているか。（貼付できないものは、現物と備品番号が照合できるよう必要な措置をとっているか。） ○備品の出納を財務会計システムに登録しているか。 ○生産品の引継ぎ、処分手続等は適正に行われているか。
32	07物品	03管理	03金券類・タクシーチケット	(1) 金券類（切手、印紙、証紙等） ○物品保管主任が受払の都度、金券類受払簿の記帳を行っているか。 ○月末の現在高を所属長が指定した者が確認し、確認済の旨の表示をしているか。 ○受払簿と現物は一致しているか。 ○金券類の保管方法は適切か。 (2) タクシーチケット ○チケット交付時、利用変更時及び利用報告時に、所属長の承認を受けているか。（利用承認簿へ記名） ○利用済みチケット半券は利用承認簿に貼付け保存されているか。 ○簿冊管理簿に管理状況を記載しているか。 ○チケット簿冊の利用終了後、控えを5年間保存しているか。
33	07物品	03管理	04貸付け及び返還（原則）	○申請者からの物品借受申込書に基づき、物品貸付伺書により貸付けの決定を行っているか。 ○貸付けを受けようとする者が保証人を立てているか。（市町村等へ貸し付ける場合、委託等の場合及び貸付期間が10日未満の場合は不要）。 ○貸付契約を締結しているか。（貸付期間が1年以内で無償貸付けの場合は省略可） ○貸付期間は適切か。（原則1年以内） ○物品の確認を実施（貸付期間中に1回以上）し、異常が判明した場合の報

				<p>告や処理は適切か。</p> <p>○貸付期間を更新する場合、新たな貸付期間が記載された物品借受申込書等が提出されているか。</p> <p>○返還された物品は貸付物品受入調書により受入れているか。</p>
34	07物品	03管理	05保管換え	<p>○物品保管換引継書により行われているか。（手続きが遅延していないか。電子決裁にあたり審査欄にて保管換先の確認を受けているか。）</p> <p>○国庫補助により取得した物品は国が定める期間を経過しているか。</p>
35	07物品	03管理	07借受け及び返還	<p>○借受けは借受物品受入調書、返還は借受物品返還調書により行われているか。（パソコン、コピー機又は自動車の借受けにおいて契約書を作成し又は請書を徴する場合、省略可）</p>
36	07物品	04処分	01不用決定及び処分	<p>○不用の決定及び処分は適正に行われているか。</p> <p>○備品情報交換システムDBの利用等、他機関での利活用を検討したか。</p> <p>○インターネット公売による売払いを検討したか。</p> <p>○不用の決定及び処分は、不用品決定・処分伺書により行っているか。</p> <p>○廃棄処分を行う場合、資格を有する処分業者と委託契約書を締結しているか（科目は委託料で支払われているか）。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）が作成されているか。</p>
37	07物品	04処分	02譲与、減額譲渡	<p>○譲与の場合は物品譲与調書、減額の場合は物品減額譲渡調書により行っているか。</p>
38	08総括事項	01会計一般	01法令遵守、内部チェック機能の発揮に向けた取組状況	<p>○定期監査、会計実地検査等の結果を所属内に周知・徹底し、改善に向けた取り組みが実施されているか。</p> <p>○出納員等会計職員が率先して厳正な会計事務を推進し、所属全体で事務処理に取り組んでいるか。</p>
39	08総括事項	01会計一般	02会計職員の任免等	<p>○知事が任免する出納員について、出納員等申請DBにより会計管理者に内申しているか。（あて職出納員を除く。）</p> <p>○分任出納員及び会計員は適正に任免手続が行われているか。（知事部局は所属長等に委任。警察本部及び教育委員会は内申が必要）</p> <p>○出納機関の長、出納員、分任出納員に交替があった際の引継ぎは適正に行われているか。（引継目録の作成、発令から2週間以内の引継ぎ）</p>
40	08総括事項	01会計一般	03帳簿・帳票および証拠書類	<p>○会計規則第160条第1項の帳簿を備えているか。</p> <p>○会計規則第160条第2項の帳票を保管しているか。</p> <p>○収入及び支出の証拠書類を適正に保管しているか。</p>

■個人情報保護・情報セキュリティ

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	01	職場内で「個人情報流出防止の手引き」の周知が図られているか。	個人情報流出事故対応マニュアルの作成について（平成19年10月2日付教育長通知） 「個人情報流出防止の手引き」の改正について（令和3年3月4日付教育長通知）
2	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	02	個人情報を扱う（封入、封かん等）際に、整理された作業スペースがあるか。	手引きⅠ個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 ≪対策≫作業環境
3	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	03	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが整理されているか。	手引きⅡ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 1 個人情報を含んだ文書の保管
4	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	04	個人情報を含む紙、簿冊、ファイルが適正に保管されているか。	手引きⅡ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 1 個人情報を含んだ文書の保管
5	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	05	裏面利用紙に個人情報が含まれていないか。	手引きⅡ個人情報の保管、運搬及び廃棄等について 2 個人情報の運搬、廃棄
6	01個人	01個人情報	06	個人情報を含むデータや文	手引きⅡ個人情報の保管、運搬及び廃棄等につ

	情報保護	流出を防ぐ職場環境		書の持ち出しの際に許可及び返却時の確認が適切になされているか。	いて 3業務中の個人情報の取扱い (3) 外出先での利用
7	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	07	ダブル、トリプル等チェック体制は出来ているか。	手引き I 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》作業方法 個人情報の適切な取扱いについて (平成29年12月27日付教育長通知)
8	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	08	ファクシミリによる個人情報の送付はないか。	手引き I 個人情報流出の事例及び対策について 2 誤送信 (1) ファックス 個人情報の適切な取扱いについて (平成29年12月27日付教育長通知)
9	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	09	(学校) 個人情報を含む書類を送付又は手交する場合に、当該クラスに同姓又はよく似た氏名の生徒がいないかどうか予め確認しているか。	手引き I 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布
10	01個人情報保護	01個人情報流出を防ぐ職場環境	10	(学校) 個人情報を含む書類を手交する際に誤って他の生徒に渡すことがないようにするための対応は適切か。職員に徹底しているか。	手引き I 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布
11	01個人情報保護	02個人情報取扱事務の把握	01	個人情報取扱事務登録簿に事務が正しく登録されているか。	個人情報保護条例第5条 手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (1) 個人情報取扱事務登録簿の点検
12	01個人情報保護	02個人情報取扱事務の把握	01	個人情報取扱事務登録簿の点検がされているか。	個人情報保護条例第5条 手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (1) 個人情報取扱事務登録簿の点検
13	01個人情報保護	03個人情報流出防止対策強化期間	01	対策強化期間を設定しているか。	手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (4) 個人情報流出防止対策強化期間の設定
14	01個人情報保護	03個人情報流出防止対策強化期間	02	対策強化期間において具体的な取組を行っているか。	手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (4) 個人情報流出防止対策強化期間の設定
15	01個人情報保護	04職員の意識	01	個人情報流出防止研修に参加しているか。	手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (3) 受講した研修の所属職員への伝達
16	01個人情報保護	04職員の意識	02	研修参加後は伝達研修を実施しているか。	手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (3) 受講した研修の所属職員への伝達
17	01個人情報保護	04職員の意識	03	新規職員及び会計年度任用職員等への個人情報の重要性に関する研修を実施しているか。	手引き III 所属長等の取組について 2 個人情報取扱事務の把握 (2) 日頃からの対策
18	01個人情報保護	05チェックリスト	01	個人情報を扱う際に、チェックリスト等を活用しているか。	手引き I 個人情報流出の事例及び対策について 1 誤送付・誤配布 《対策》チェックリストの活用
19	01個人情報保護	06個人情報保護推進員	01	個人情報保護推進員を設置しているか。	手引き III 所属長等の取組について 1 個人情報保護推進員の設置
20	02情報セキュリティ	01情報セキュリティ基本方針の理解	01	情報政策課及び教育環境課からの情報セキュリティに関する通知は職員に周知されているか。	(庁内LAN) 【最新版通知】「鳥取県情報セキュリティポリシー」の一部改正並びに「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の策定について (令和2年5月14日付情報政策課長通知)

					(Torikyo-NET) 【最新版通知】「鳥取県教育情報セキュリティ対策基準」の一部改正及び「鳥取県教育情報セキュリティ実施手順」の策定について（令和3年4月19日付教育長通知）
21	02情報セキュリティ	01情報セキュリティ基本方針の理解	02	情報セキュリティ基本方針で定義する「機密性・完全性・可用性」の内容を説明できるか。	(庁内LAN) 基本方針 第2条 (Torikyo-NET) 基本方針 第2条
22	02情報セキュリティ	01情報セキュリティ基本方針の理解	03	基本方針で定める「職員等の責務」が理解されているか。 (「職員等の責務」の理解の確認) ・心当たりのない送信者から届いたメールの取扱 ・庁内LANネットワークにおける外部記憶媒体の取扱手順 など	(庁内LAN) 基本方針 第8条 (Torikyo-NET) 基本方針 第9条
23	02情報セキュリティ	02USBフラッシュメモリ等の利用	01	USBフラッシュメモリ（SDカード等も含む）、パソコンは所属で定められたもののみを使用しているか。私物等、外部からの持ち込みをしていないか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 オ 私物パソコン等の持込 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行) (Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (1) 教職員等の遵守事項 エ 公用以外の端末及び電磁的記録媒体等の業務利用
24	02情報セキュリティ	02USBフラッシュメモリ等の利用	02	USBフラッシュメモリ管理簿の作成・記載が適正に行われているか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21.4.1施行) (Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (1) 教職員等の遵守事項 ウ 公用端末（パソコン及びモバイル端末）及び電磁的記録媒体等の持ち出し並びに外部における情報処理作業の制限 手順 第2節 物理的セキュリティ 4 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 (1) 校務用端末、指導者用端末、及び電磁的記録媒体等について 手順 第3節 人的セキュリティ 1 教職員の遵守事項 (3) 公用端末（パソコン及びモバイル端末）及び電磁的記録媒体等の持ち出し並びに外

					部における情報処理作業の制限
25	02情報セキュリティ	02USBフラッシュメモリ等の利用	03	適切な者がUSBメモリ管理責任者となっているか。 ※「情報セキュリティ管理者」または「所属内の職員」がUSB管理者。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21. 4. 1施行) (Torikyo-NET) 基準 8 物理的セキュリティ (4) 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理
26	02情報セキュリティ	02USBフラッシュメモリ等の利用	04	USBフラッシュメモリが適切な場所に保管されているか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21. 4. 1施行) (Torikyo-NET) 基準 8 物理的セキュリティ (4) 教職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理
27	02情報セキュリティ	02USBフラッシュメモリ等の利用	05	USBフラッシュメモリの利用目的・利用期間に問題はないか。業務上必要な場合、必要な期間に限定した利用を行っているか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. (1) 職員等の遵守事項 エ パソコン及び記録媒体等の持出し及び外部における情報処理作業の制限 USBフラッシュメモリ取扱要領(H21. 4. 1施行)
28	02情報セキュリティ	03メール送信	01	個人情報等を含むファイルをメールで外部に送信する場合、添付ファイルの暗号化又はパスワードを設定しているか。 (関係者以外の方に漏れてはいけない添付ファイルを外部(例えば企業や県民)の方にメールする際のルールに従ってメール送信しているか。)	(共通) 個人情報の適切な取扱いについて(平成29年12月27日付教育長通知) (庁内LAN) 基準 3. 情報資産の分類と管理方法 (2) 情報資産の管理 キ 情報の送信 基準 6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化 (Torikyo-NET) 基準 7 情報資産の管理 (6) 情報の送信 (8) 情報資産の提供・公表
29	02情報セキュリティ	03メール送信	02	複数の者にメールを送る時、宛先、cc、bccそれぞれの役割を理解し、適切にメール送信しているか。	(共通) 個人情報の適切な取扱いについて(平成29年12月27日付教育長通知) (庁内LAN) 6. 技術的セキュリティ 1. コンピュータ及びネットワークの管理 ツ 電子メール利用の遵守事項 ト 電子署名・暗号化 (Torikyo-NET)

					<p>基準 10 技術的セキュリティ (1) コンピュータ及びネットワークの管理 タ 電子メールの利用制限</p> <p>手順 第4節 技術的セキュリティ 1 コンピュータ及びネットワークの管理 (5) 電子メールの利用制限</p>
30	02情報セキュリティ	04ソフトウェアのアップデート ※ 庁内LANパソコンのみ確認	01	<p>Adobe Readerのバージョンアップが適切に行われているか。</p> <p>※最新バージョン情報を確認（情報政策課からのお知らせ（2020年5月15日））</p>	<p>(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. 職員の遵守事項 (1) 職員の遵守事項 コ 職員等の報告義務</p> <p>情報政策課からのお知らせ（2020年5月15日）</p>
31	02情報セキュリティ	05パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	01	Windowsとノーツのログインパスワードを別々のものに付けているか。	<p>(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p> <p>(Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (4) ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p>
32	02情報セキュリティ	05パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	02	パソコン周辺にパスワードのメモを置いていないか。	<p>(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p> <p>(Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (4) ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p> <p>手順 第3節 人的セキュリティ 3 ID及びパスワード等の管理 (1) パスワードの管理</p>
33	02情報セキュリティ	05パスワードの管理 ※ 起動しているパソコンで確認する。	03	パスワードは10文字以上で文字列が英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたもので第三者が想像しにくいものになっているか。	<p>(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p> <p>(Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (4) ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い</p>
34	02情報セキュリティ	06個人情報を有する電子ファイルの管理 ※ 起動しているパソコン（所属内約2名）で確認する。	01	個人情報を有する電子ファイルについて、パスワードが設定してあるか。	<p>(庁内LAN) 個人情報を有する電子ファイルに対するパスワード設定について（平成27年6月5日付情報政策課長通知）</p> <p>(Torikyo-NET) 各学校独自の個人情報取扱要領（ひな形）の改正について（平成28年3月15日付教育長通知）</p>
35	02情報セキュリティ	07庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン又はTorikyo-NETパソコン以	01	庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末・公用タブレットについて、ウィルス対策ソフトは導入されて	<p>(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 1. 職員等の遵守事項 (1) 職員の遵守事項 コ 職員等の報告義務</p>

		外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム		いるか。(iOSは除く) また、パターンファイルの更新は行われているか。	(Torikyo-NET) 基準 10 技術的セキュリティ (4) 不正プログラム対策
36	02情報セキュリティ	07庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	02	庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末について、外部記憶媒体を接続することがある場合、接続時にウイルスチェックをしているか。(※タブレットは対象外)	(庁内LAN) 【準用】USBメモリ等外部記録媒体の適切な利用の再徹底について(令和元年12月5日付情報政策課長通知) (Torikyo-NET) 基準 10 技術的セキュリティ (4) 不正プログラム対策
37	02情報セキュリティ	07庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外の端末のセキュリティ対策 ※ 複数あれば、任意の1システム	03	庁内LANパソコン又はTorikyo-NETパソコン以外のシステム専用端末のパスワードについて、10文字以上で文字列は英大文字・英小文字・数字・記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたもので第三者が想像しにくいものになっているか。	(庁内LAN) 基準 4. 人的セキュリティ 3. ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い (Torikyo-NET) 基準 9 人的セキュリティ (4) ID及びパスワード等の管理 イ パスワードの取扱い
38	02情報セキュリティ	08情報システム機器の廃棄時等に係るデータ消去	01	(庁内LAN) 「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の内容を理解し、サーバ、NAS、パソコン等に搭載された記憶媒体のデータ消去や物理破壊を適切に行っているか。 (Torikyo-NET) セキュリティポリシーに従ってサーバ記憶媒体のデータ消去や物理破壊を適切に行っているか。	(庁内LAN) 基準 3. 情報資産の分類と管理方法 (2) 情報資産の管理 コ 情報資産の廃棄 基準 5. 物理的セキュリティ (1) サーバ等の管理 オ 機器の定期保守及び修理 キ 機器の廃棄等 「鳥取県情報セキュリティポリシー」の一部改正並びに「鳥取県情報システム機器の廃棄等時に係るデータ消去手順書」の策定について(令和2年5月14日付情報政策課長通知) (Torikyo-NET) 基準 7 情報資産の管理 (9) 情報資産の保存期限及び廃棄 基準 8 物理的セキュリティ (1) サーバ等の管理 カ 機器の処分 手順 第2節 物理的セキュリティ 1 機器の処分

■公文書管理

NO	大区分	中区分	小区分	検査項目・ポイント	規則・規定等
1	01制度の周知	01鳥取県公文書等の管理に関する条例	01現用公文書と歴史公文書の違い等	○鳥取県公文書等の管理に関する条例が制定されていることが所属内で周知されているか。 ○現用公文書と歴史公文書の違いについて、所属内で周知されているか。	公文書管理条例第1条、第2条、第3条
2	01制度の周知	02諸規程	01文書管理規程・事務処理要領	(事務局等) ○鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程及び鳥取県教育委員会文書の管理に関する事務処理要領について、所属内での周知が図られているか。(規程等の改正は所属内で周知されているか。) (県立学校) ○鳥取県立学校文書の管理に関する規程について、学校内での周知が図られているか。(規程の改正は学校内で周知されているか。)	(事務局等) 鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の一部改正について(令和3年6月29日付第202100079469号教育長通知) 鳥取県教育委員会文書の管理に関する事務処理要領の一部改正について(令和元年5月21日付第201900035307号教育長通知) (県立学校) 鳥取県立学校文書の管理に関する規程の一部改正について(令和3年6月29日付第202100080134号教育長通知)
3	01制度の周知	02諸規程	02決裁に係る規程等	決裁に係る規程等が所属内で周知されているか。 (事務局等) 鳥取県教育委員会事務処理権限規程 鳥取県教育委員会事務処理権限規程第10条第3項及び第11条第2項に規定する教育長権限事務に係る個別の専決事項及び個別の委任決裁事項 教育委員会所管の補助金等に係る決裁区分 (県立学校) 鳥取県立学校事務専決、代決規程	(事務局等) 鳥取県教育委員会事務処理権限規程(平成22年3月26日教育委員会訓令第2号) 教育長権限事務に係る個別の専決事項及び個別の委任決裁事項の一部改正について(令和2年3月31日付第201900338150号教育長通知)別表(個別専決事項及び委任決裁事項) 令和3年度教育委員会所管の補助金等に係る決裁区分の一部改正について(令和3年4月14日付第202100017412号教育長通知) (県立学校) 鳥取県立学校事務専決、代決規程の一部改正について(平成30年3月23日付第201700285792号教育長通知)
4	01制度の周知	02諸規程	03その他の規程等	○その他の規程等の改正について、所属内で周知されているか。 <最近の規程等の改正例> ・鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について(令和3年3月26日付第202000313487号教育長通知) ・鳥取県教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について(令和3年3月26日付第202000313490号教育長通知) ・鳥取県教育委員会公印規程の一部改正について(令和2年12月18日付第202000237941号教育長通知)	鳥取県教育委員会に提出する書類の押印の省略等に関する規則の制定について(令和3年3月26日付第202000313487号教育長通知) 鳥取県教育委員会が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則の制定について(令和3年3月26日付第202000313490号教育長通知) 鳥取県教育委員会公印規程の一部改正について(令和2年12月18日付第202000237941号教育長通知)
5	01制度の周知	03職員の研修	01職員の研修	(県立学校) ○職員に対して文書の管理を適正かつ効果的に行うための研修が学校内で行われているか。	学校文書管理規程第45条

6	02文書事務	01文書の收受	01紙文書の受領	<p>○紙文書（刊行物、ポスター、あいさつ状、招待状等を除く。）が届いた場合、受付印を押印しているか。</p>	<p>（事務局等） 教委文書管理事務処理要領第4条、第10条</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第8条第1項</p>
7	02文書事務	02文書の作成	01電子決裁等システムを利用した起案	<p>（事務局等） ○起案文書を電子決裁等システムを利用して作成しているか。 ※施行文書書式規程に定める様式を使用し、所属長以上の役職名で発出する文書は、電子決裁等システムで起案すること。</p> <p>（県立学校） ○会計事務に係る起案文書を電子決裁等システムを利用して作成しているか。</p>	<p>（事務局等） 教委文書管理規程第13条、第14条 教委施行文書書式規程第5条 知事部局の施行文書書式規程第5条、別表</p> <p><例外に関する規定（紙文書で余白起案ができる場合の根拠規定）> 教委文書管理規程第16条 教委文書管理事務処理要領第29条第1号 知事部局の文書管理事務処理要領別表第3</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第14条第1項第3号</p> <p><例外に関する規定（紙文書で余白起案ができる場合の根拠規定）> 学校文書管理規程第14条第2項、第17条</p>
8	02文書事務	02文書の作成	02紙文書の起案	<p>（電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案） ○規程に定められた様式の起案用紙、文書書式で起案しているか。</p>	<p>学校文書管理規程第14条第1項第1号、第2号、第15条 教委施行文書書式規程第5条 知事部局の施行文書書式規程第5条、別表</p>
9	02文書事務	02文書の作成	03紙文書の分類、保存期間、保存期間満了後の措置等	<p>（電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案） ○起案文書には、文書の名称、分類、保存期間及び保存期間が満了したときの措置が記載されているか。</p>	<p>学校文書管理規程第14条第3項</p>
10	02文書事務	02文書の作成	03文書処理簿への登録	<p>（電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案） ○施行番号を文書処理簿に登録しているか。（施行番号を取得する起案文書は文書処理簿に登録しているか。）</p>	<p>学校文書管理規程第26条第4項、第28条第2項</p>
11	02文書事務	02文書の作成	05決裁権者	<p>○規程で定められた者が決裁しているか。</p>	<p>（事務局等） 鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年3月26日教育委員会訓令第2号）</p> <p>鳥取県教育委員会事務処理権限規程第10条第3項及び第11条第2項に規定する教育長権限事務に係る個別の専決事項及び個別の委任決裁事項（令和2年4月1日改正） 別表（個別専決事項及び委任決裁事項） 教育委員会所管の補助金等に係る決裁区分（令和3年4月14日改正）</p> <p>（県立学校） 鳥取県立学校事務専決、代決規程（平成30年4月1日改正）</p>

12	02文書事務	02文書の作成	06起案文書の確認	<p>○やむを得ない理由で遡りの日付で施行する必要がある場合、起案文書に次の事項を付記して決裁を受けているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遡る日 2 遡る理由 3 今後の対応策（再発防止策） <p>○表彰式の当日に表彰状を渡す必要がある場合など、やむを得ず事前に押印する必要がある場合は、起案文書に事前押印する理由及び押印する日を記載しているか。</p>	<p>文書事務の手引き（改訂版）Q&A 「文書の日付の遡り」 「施行日前の押印（事前押印）」</p>
13	02文書事務	02文書の作成	07文書の施行	<p>○施行文書に係る起案文書が決裁された後、速やかに施行しているか。</p>	<p>（事務局等） 教委文書管理規程第20条第1項</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第22条第1項</p>
14	02文書事務	02文書の作成	08処理済みの登録等	<p>（電子決裁等システムを利用した起案） ○起案に係る施行その他必要な事務の処理が終了したときは、速やかに電子決裁等システムを利用して処理済みの登録をし、簿冊にまとめているか。</p>	<p>公文書管理条例第5条第2項</p> <p>（事務局等） 教委文書管理規程第24条第1項</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第30条</p>
15	02文書事務	02文書の作成	09起案文書の完結等	<p>（電子決裁等システムを利用しない県立学校の起案） ○処理が完結した紙起案文書の所定欄に「完結」と記入しているか。 ○文書について必要な事務の処理が終了したときは、速やかに、分類、保存期間及び保存期間が満了したときの措置に応じて当該文書を簿冊にまとめているか。</p>	<p>公文書管理条例第5条第2項 学校文書管理規程第28条第1項、第3項</p>
16	03簿冊の管理	01簿冊の整理	01簿冊ラベルの貼付	<p>○簿冊に名称、分類、保存期間等を記載したラベルを貼っているか。 ※電子決裁等システムを利用して作成され、かつ、保存期間が1年以上の文書をまとめる場合は、簿冊の作成は必須。</p>	<p>（事務局等） 教委文書管理規程第27条第3項 教委文書管理事務処理要領第26条</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第33条第2項</p>
17	03簿冊の管理	01簿冊の整理	02個人情報等の簿冊での掲載の禁止	<p>○簿冊に掲載されている情報の中から、情報公開条例第9条第2項各号に規定する情報（個人情報等）は除かれているか。</p>	<p>公文書管理条例第7条第1項 情報公開条例第9条第2項</p> <p>（事務局等） 教委文書管理規程第38条第2項</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第42条第2項</p>
18	03簿冊の管理	01簿冊の整理	03簿冊の完結処理	<p>○簿冊に係る事案に係る事務の処理が終了した年度又は年が経過したときは、当該簿冊の完結処理をしているか。</p>	<p>（事務局等） 教委文書管理規程第27条第2項</p> <p>（県立学校） 学校文書管理規程第33条第1項</p>
19	03簿冊の管理	02簿冊の保管・保存	01簿冊の教育総務課への引継ぎ（本庁のみ）	<p>（事務局本庁） ○保管期間が満了した簿冊（保存期間が1年以上のもの）は、教育総務課へ引き継いでいるか。</p>	<p>教委文書管理規程第29条第1項</p>

20	03簿冊の管理	02簿冊の保管・保存	02簿冊の保存期間の設定	○簿冊の保存期間は、鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の別表第1又は鳥取県立学校文書の管理に関する規程の別表第2に定めるところとなっているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第31条第1項、別表第1 (県立学校) 学校文書管理規程第35条第1項、別表第2
21	03簿冊の管理	02簿冊の保管・保存	03歴史公文書等の選別	○簿冊の保存期間満了後の措置は、鳥取県教育委員会文書の管理に関する規程の別表第2又は鳥取県立学校文書の管理に関する規程の別表第3に定めるところとなっているか。	(事務局等) 教委文書管理規程第33条第1項、別表第2 (県立学校) 学校文書管理規程第37条第1項、別表第3
22	03簿冊の管理	02簿冊の保管・保存	04簿冊の廃棄	(県立学校) ○保存期間が満了した簿冊を廃棄する場合、焼却その他適切な方法で処分しているか。	学校文書管理規程第39条
23	03簿冊の管理	02簿冊の保管・保存	05簿冊管理簿の作成・公表	(県立学校) ○電子決裁等システムで作成した簿冊以外の簿冊について、簿冊管理簿を作成して(県立学校文書管理データベースから出力して)執務室に備えて一般の閲覧に供しているか。	学校文書管理規程第41条
24	04公印の管理・使用	01公印の管理	01公印の管理	○公印は、堅ろうな容器に収められ、厳重に管理されているか。 ※知事部局では、公印の管守者として指名された職員が鍵付の引出しやロッカー内で厳重に保管することとし、使用する際にのみ取り出す(机の上等に置いたままにしない) こととなっている。	教委公印規程第3条第2項
25	04公印の管理・使用	02公印の使用	01公印の使用場所	○公印は、指定された場所で使用(押印)されているか。	教委公印規程第8条第1項
26	04公印の管理・使用	02公印の使用	02公印の使用時間	○公印の使用は、原則、勤務時間内となっているか。 ○勤務時間外又は休日に公印を使用する場合、公印使用簿に所要事項を記載しているか。	教委公印規程第8条第2項